

平成28年6月13日 開会
平成28年6月20日 閉会
(定例第4回)

南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第55号

平成28年第4回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年5月26日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成28年6月13日

2. 場 所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

米 澤 睦 雄君

板 井 隆君

植 田 均君

景 山 浩君

杉 谷 早 苗君

青 砥 日出夫君

井 田 章 雄君

真 壁 容 子君

秦 伊知郎君

○応招しなかった議員

細 田 元 教君

石 上 良 夫君

亀 尾 共 三君

平成28年 第4回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第1日)

平成28年6月13日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成28年6月13日 午後1時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 報告第2号 平成27年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第3号 平成27年度南部町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第8 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第9 議案第60号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第10 議案第61号 平成28年度南部町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第62号 南部町いじめ問題調査委員会設置条例の制定について
- 日程第12 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 報告第2号 平成27年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第3号 平成27年度南部町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第8 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第9 議案第60号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第10 議案第61号 平成28年度南部町一般会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第62号 南部町いじめ問題調査委員会設置条例の制定について

日程第12 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について

出席議員（11名）

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 青砥日出夫君
11番 井田章雄君	13番 真壁容子君
14番 秦伊知郎君	

欠席議員（3名）

9番 細田元教君	10番 石上良夫君
12番 亀尾共三君	

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	岩田典弘君	書記	杉谷元宏君
		書記	飛田良博君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本昭文君	副町長	松田繁君
教育長	永江多輝夫君	総務課長	唯清視君
行財政改革推進室長	三輪祐子君	企画政策課長	大塚壮君
防災監	種茂美君	税務課長	伊藤真君
町民生活課長	山根修子君	教育次長	板持照明君
総務・学校教育課長	見世直樹君	病院事務部長	中前三紀夫君
健康福祉課長	山口俊司君	福祉事務所長	岡田光政君
建設課長	芝田卓巳君	上下水道課長	仲田磨理子君

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 開会の御挨拶をいたします。

平成28年6月定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

4月14日に発生いたしました熊本地震は、最大震度7を発端として、その後も震度6弱以上の地震が何度も発生し、熊本県と大分県に大きな被害をもたらしました。この地震によりお亡くなりになられた方は49名にもなっております。また、住宅の全壊、半壊は2万5,000軒を超え、避難された方は最大約18万人を数えるという被害となっています。合併前の平成12年10月には鳥取県西部地震が発生し、会見町、西伯町にも大きな被害を受けましたが、これとは桁違いの地震でありました。亡くなられた方への御冥福と被害に遭われた方々へのお見舞いを申し上げます。

さて、参議院議員選挙が6月22日公示、7月10日投開票と決定いたしました。選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、全国で18歳、19歳の約240万人が新たな有権者の仲間入りをいたします。また、鳥取県と島根県は合区となり、大きく選挙の制度が変わりますが、今後の国政について大いに注視するものであります。

本日開会いたします定例会におきましては、町政にとりまして重要な議案について御審議いただきます。

諸議案の内容につきましては、後ほど町長からの説明がございます。町民の要望に応えるべく提出されました議案に対しまして慎重なる審議をいただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（坂本 昭文君） 6月定例議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、日ごろは議員活動を通じまして町政の推進に御尽瘁をいただいております、ありがとうございます。おかげさまで3月定例会以降、大きな事件も事故もなく順調に町政は推移をしておりますことをここに御報告を申し上げます。

なお、この間、火災が2件発生をいたしました。5月4日、大風の吹いた日でございますけれども、これは南部町中のほうでごみ焼きをなさった方がございまして、廃材に火が燃え移り、さらに風にあおられて山林に移ったということでございますけれども、大事なく鎮火をいたしてお

ります。さらに5月19日には、福成の県道ののり面の枯れ草が約250平方ほど燃えておりますが、これは原因不明でございます。いずれにいたしましても消防団の出動し、大きな事故にならずに終わっておるということでございますので、安堵しているところでございます。

さて、この間に出生された方が12名ございました。また、お亡くなりになった方が37人ということで、人口が5月末1万1,200人ということで、やはり微減傾向にあるわけでございます。

高齢者の状況でございますけれども、3,834人ということで、34.23%の高齢化率ということになっておるところでございます。

本定例会におきましては、平成28年度一般会計補正予算ほか3議案、合計4議案の御審議をいただくわけでございます。いずれの議案につきましても町政の推進には大変大切な議案だと思っております。

後ほど上程し、御説明を申し上げますので、御賛同賜りまして御承認をいただきますようによりしくお願い申し上げて、御挨拶にかえたいと思います。

午後1時00分開会

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は11人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成28年第4回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

7番、杉谷早苗君、8番、青砥日出夫君。

日程第2 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、8日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、8日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 行政報告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より報告を受けますが、この行政報告の内容につきましては、地方自治法第242条の2に規定されています住民訴訟について触れられます。

真壁容子君、亀尾共三君、植田均君は、本請求者であります。同法第117条の規定に該当することになります。したがって、同法第117条の規定により、真壁容子君、植田均君の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

午後1時07分休憩

午後1時07分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

町長より報告を受けます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 行政報告を行います。

まず、住民訴訟についてでございます。

平成26年6月27日に住民監査請求されたゆうらくの建物などの無償譲渡及び平成26年7月25日に住民監査請求された2筆誤りに関する住民訴訟についてでございます。

まず、2筆誤りにつきましては、平成28年3月30日、広島高等裁判所松江支部において判決の言い渡しがありました。判決内容につきましては、控訴を棄却、控訴費用は控訴人の負担とするものでございます。本件につきましては、平成28年4月14日において確定した旨の通知を4月20日付で受けております。

次に、無償譲渡につきましては、3月28日に被控訴人（町側）の準備書面陳述を、4月8日に控訴人（原告側）の準備書面陳述としております。本件における判決言い渡しにつきましては、本日午後1時10分からとの報告を受けております。

続いていいですか。

○議長（秦 伊知郎君） 続けて結構です。

どうぞ。

○町長（坂本 昭文君） 次に、南部だんだんエナジー株式会社の設立について御報告を申し上げます。

本町と民間企業4社（パシフィックパワー株式会社、美保テクノス株式会社、サンイン技術コンサルティング株式会社、株式会社ティー・エム・エス）の出資による自治体新電力会社、南部だんだんエナジー株式会社が5月16日に設立されました。

これは本年4月からの電力小売自由化の波に乗り、本町が所有する南部町大規模太陽光発電施設などから電気を買ひ、公共施設や民間施設への売電を行うことで、域内での電気の地産地消を目指しております。10月から売電を行う予定としており、3年後をめどに営業利益500万円を目指す計画です。

また、出資金を水道事業会計からの拠出していることから、収益については水道事業会計に繰り入れ、同事業の健全化のために活用することとしております。

次に、和喜輸送株式会社鳥取営業所が開所いたしました。

原工業団地において懸案でありました嶋田プレシジョン株式会社跡地に和喜輸送株式会社（NOKグループ）でございますが、TVC株式会社における工場構内の物流及び出荷の業務を請け負うための設備を新設することになり、6月1日に本町と進出協定を締結し、鳥取営業所を開設されました。投下金額は土地、建物購入及び改造費用として2億円、営業規模は初年度1.5億円を見込み、新規雇用者は本町を中心に17名の見込みです。

鳥取県は企業立地補助金、雇用助成などで支援、本町では鳥取県西部地域企業立地促進補助金、雇用1人30万円でございます。緑地の緩和、25%から10%へ、また固定資産税の課税免除（3年間）などで支援をしております。以上でございます。（「こういう話はいいいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 了解をとってます。（「そういう決定で」と呼ぶ者あり）はい。町長から続けて報告を受けましたが、退席されました2名の方には了解をとっております。

町長の行政報告が終わりました。

退場されておられます真壁容子君、植田均君の入場を許可します。

暫時休憩いたします。

午後1時12分休憩

午後 1 時 1 2 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第 5 諸般の報告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 5、諸般の報告を行います。

初めに、議長より報告をいたします。

全国町村議会議長・副議長研修会についての報告をいたします。

全国町村議会議長・副議長研修会は、5月30日、31日と2日間の日程で開催されました。杉谷副議長とともに参加をいたしました。

30日は、山梨学院大学大学院の江藤俊昭教授から「地方議会の役割と改革の行方 ―「住民自治の根幹をなす議会」の作動―」と題して、各町村の事例を紹介され、町村議会の突破力と課題、住民自治の根幹をなす議会、総合計画の重要性、議会からの行政サイクル、議会改革を進める条件整備等の内容についての講演がございました。

また、全国町村議会議長会特別表彰を受けられました神奈川県大磯町議会から「わが町の議会活性化への取り組み」、長野県飯綱町議会からは「議会力を向上させ町長と切磋琢磨する議会へ～「学ぶ議会」と「自由討議」が推進力～」との題目での議会の活動状況の報告がありました。

2日目は、事業創造大学院大学客員教授でフリーキャスターの伊藤聡子氏の「地域経済の活性化が、日本の元気を取り戻す」、読売新聞特別編集員の橋本五郎氏の「今後の政局・政治の動きを読む！」と題しての講演でありました。

2日間とも内容の充実した研修会であったことを御報告しておきます。

次に、議員からの報告を受けます。

議会地方行政調査について、板井隆君、お願いいたします。

4番、板井隆君。

○地方行政調査特別委員会委員長（板井 隆君） 議会地方行政調査特別委員会委員長の板井隆君です。地域の実情に応じた自治体行政を推進するため、4月の25日から3日間、南部町議会議員で岡山県真庭市、香川県善通寺市、愛媛県の今治の商工会議所、そして同じく鬼北町のほうへ行ってまいりました。

行政調査について報告を行います。

この行政調査の目的は、南部町における地域の資源を生かしたエネルギーの研究、人が本来持

っている治癒力を引き出すための癒やしに応用する患者に優しくかつ魅力ある西伯病院とするための研究、人口減少などが現実の課題である現在、南部町独自のブランドの開発による町民の所得の向上、またその効果として南部町の魅力をアップすることにより、南部町に移住していただくことの仕掛けづくりの研究で行ってまいりました。

真庭市においては、豊富な森林資源の活用や廃棄物の処理に費用をかけていたのを、逆にエネルギーを発生するような工夫があります。具体的には、木材のセルロースからエタノールを発生させて、そのエタノールをガソリンに混合して燃料とする食用油からバイオディーゼル燃料を製造、おがくずからの肥料の製造、ペレットでの農業用ボイラーの燃料製造、チップ・樹皮からバイオマス発電など、考えうる多様な可能性を模索してあります。南部町におけるエネルギー発生などの考慮すべき指針となるものがありました。

次に、善通寺市の四国こどもとおとなの医療センターにおいては、病院全体をアートとしています。実際、病院の外壁自体がキャンバスとなっており、患者に優しく、人の治癒力を高める工夫がされています。また、患者、家族、医療関係者全ての方のために、環境をよりよくして居心地のよいものにしようとされていました。さらに、ワークショップで患者と医療関係者の垣根を払い、コミュニケーションにより一緒になってアーティストとなり、目に見えない思いを目に見える形、具体的には病院内壁に描かれた絵、一緒になってつくったからくり時計、絵画の展示、木漏れ日をイメージした照明など、さまざまな人の治癒力を高める工夫がされています。

今治商工会議所においては、「地方議会人」でも紹介されていたように、ごっつおーらプロジェクトとしてスイーツコンテストを開催するなど、地域の活力を上手に引き出す工夫がなされています。補助金を効果的に活用し、東京でのスイーツコンテスト開発商品の試食、販売やしまなみ海道つながりで尾道市ともスイーツ対決を開催するなど、ユニークなまちおこしに活動しておられます。

最後に、鬼北町においては、人口減少や高齢化率が約40%という中、高齢者医療、UJIターン、お試し移住などの工夫もされています。集落の平均年齢が79歳という大きな集落もあり、危機感もあり、少子高齢化は日本全体、そして南部町の課題でもあります。南部町としても真剣に取り組む必要を感じて帰ってまいりました。以上で議会地方行政調査の報告を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、平成28年度市町村議会議員研修、「自治体決算の基本と実践」についてを植田均君、よろしく願いいたします。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 5番、植田均でございます。議員研修の報告をいたします。

5月25日、26日の2日間、「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」というテーマで、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で研修をさせていただきました。講師の先生は、稲沢克祐関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授で、専門分野は地方財政論、公会計論、行政評価論、イギリス自治体の行政改革を研究テーマに、実践活動として秩父市行政経営アドバイザーなど行っておられます。

今回の研修では、自治体の決算の重要性について具体的な事例を示されることで、決算を次の予算に生かすことに理解を深めることができましたと思います。

次に、決算審査の新しい方法として、貸借対照表や公有財産などを使用した地方公会計改革の考え方が進められていることが紹介されました。さらに、これらの状況を見ながら行政評価をし、年度ごとに行われている政策、事業を客観的に評価することで、よりよい住民サービスにつなげていくことが最終目標であることを強調されたことは言うまでもありません。

今回の研修は新しい分野もあり、簡単に理解できませんでした。いただいた資料を読み返し、理解できるよう努めたいと思います。

研修の内容は、稲沢先生の著書「自治体の財政診断と財政計画」という本にまとめられています。御参照いただきますようお願いいたします。以上、報告といたします。

○議長（秦 伊知郎君） ありがとうございます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第6 報告第2号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、報告第2号、平成27年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。報告第2号、平成27年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり平成27年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書を議会に報告するものです。

はぐっていただきまして、次のページとその次のページに明細を記載しております。

翌年度繰越額についてですが、2ページ目の一番下に記載しております。金額は3億8,201万932円。その内訳ですが、この右に記載しております。既収入特定財源の記載があります

が、これは年金生活者等支援臨時福祉給付金、これの補助金を前倒しでいただいているものであります。以上ですので、御報告いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で報告第2号、平成27年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

日程第7 報告第3号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、報告第3号、平成27年度南部町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。報告第3号、平成27年度南部町水道事業会計予算繰越計算書について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり平成27年度南部町水道事業会計予算繰越計算書を議会に報告するものでございます。

はぐっていただきまして、繰越明細書を載せております。

平成27年度南部町水道事業会計予算繰越計算書でございます。地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額です。この繰り越しは、県が行っております八金川の砂防流路工事が工期延長となったために繰り越すものでございます。

款としまして水道事業費用、項、営業費用、事業名、受託工事費、予算計上額971万9,000円、27年度の支払い義務発生額477万360円、翌年度の繰越額494万8,640円、財源内訳としましては過年度分損益勘定留保資金を予定しております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で報告第3号、平成27年度南部町水道事業会計予算繰越計算書についてを終わります。

日程第8 報告第4号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第8、報告第4号、専決処分の報告についてを議題といたします。

この報告の内容につきましては、青砥日出夫君は、地方自治法第117条の規定に該当することになります。したがって、同法第117条の規定により、青砥日出夫君の退場を求めます。暫時休憩いたします。

午後1時26分休憩

午後 1 時 2 7 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

町長から報告を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 報告第 4 号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により南部町長の専決事項として指定された事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

専決処分書のほうでございます。地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、南部町長の専決事項として指定された事項のうち、和解及び損害賠償の額を確定することについて、次のとおり専決処分をするものでございます。処分日は、平成 2 8 年 5 月 3 1 日でございます。

和解の相手方は、南部町在住の個人の方でございます。

損害賠償の額は、1 5 万 8 , 8 8 9 円。

和解の趣旨でございますが、平成 2 8 年 5 月 4 日、法勝寺川土手の桜の木が強風により根元から町道法勝寺宿線に向け倒れ、走行中の南部町在住の個人が運転する自動車に被害を及ぼした。老齢化により木の幹が空洞化していることに加え、強風が重なったことが原因と考えられる。

このため、和解の相手方に修理に要した費用相当額 1 5 万 8 , 8 8 9 円を賠償金として支払い、和解しようとするものでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で報告第 4 号、専決処分の報告についてを終わります。

青砥日出夫君の入場を許可します。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 0 分休憩

午後 1 時 3 0 分再開

○議長（秦 伊知郎君） それでは、再開いたします。

日程第 9 議案第 6 0 号 から 日程第 1 2 議案第 6 3 号

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。この際、日程第 9、議案第 6 0 号、和解及び損害賠償の額を定めることについてから、日程第 1 2、議案第 6 3 号、公の施設の指定管理者の指定に

ついてまでを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第60号から日程第12、議案第63号までの提案説明をお願いいたします。

説明される方は随時していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。議案のほうの1ページをごらんいただきたいと
思います。議案第60号、和解及び損害賠償の額を定めることについて。

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

和解の要旨ですが、平成28年5月4日、法勝寺川土手の桜の木が強風により根元から町道法勝寺宿線に向け倒れ、駐車中の自動車に被害を及ぼしたものです。老朽化により木の幹が空洞していることに加え、強風が重なったことが原因と考えられます。

このため、和解の相手方二者に対して修理相当額を賠償金として支払い、和解しようとするものでございまして、大阪府在住の個人の方に対して賠償金98万251円、次の2ページでございますが、南部町在住の個人の方に対して賠償金53万8,718円を支払うものであります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 続いてお願いいたします。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。

議案第61号

平成28年度南部町一般会計補正予算（第1号）

平成28年度南部町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,110千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,286,110千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月13日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

歳出、6ページをお開きください。主なものを御説明いたします。まず、2款1項5目財政管理費54万円を追加し、85万9,000円とするものでございます。これにつきましては28年度決算を用いて平成29年度に財務諸表を公表するための貸借対照表等の作成の支援であります。

同9目です。企画費1,785万2,000円を追加しまして、3億9,798万6,000円とするものでございます。企画事務費につきましては、これは先ほどの上程しました議案第60号に伴うものであります。生涯活躍のまち推進プロジェクトSTAGE1につきましては、地方創生推進交付金を活用して南部町の情報発信、移住者との交流のための取り組みであります。

10目地域自治振興費499万円を追加し、7,402万1,000円とするものでございます。これはむら・まち支え合い共生の里事業としまして、賀野振興区におきまして遊休農地を都市住民の協力で解決しようとするものでございます。コミュニティ助成事業につきましては、自治総合センター助成のコミュニティ助成で、小松谷盆踊り保存会のやぐらセット及び清水川区のテント等が採択されたものによるものでございます。

7ページをお開きください。3款2項4目ひとり親家庭福祉費50万8,000円を追加しまして、4,306万5,000円とするものでございます。児童扶養手当ですが、これは8月から児童扶養手当が改正されまして、第2子、第3子以降の加算額が増加となるためのシステム改修でございます。

6目児童館費56万2,000円を追加しまして、1,570万円とするものでございます。これは法勝寺児童館の児童厚生員の報酬等ですが、児童館を開館しましたところ、非常に来館者が多くて、これを増額をお願いしたいと思うのであります。

次、5款1項4目農業施設費、これえぶろんの施設管理事業ですが、えぶろんのボイラーの腐食によりまして爆発の危険性が高まってきたためでございます。備品購入費につきましては、大豆ミンチ機の破損によるものでございます。

次、8ページをお開きください。9目農地費ですが、これは90万1,000円を追加しまして、3,302万8,000円とするものでございます。農家が米作から園芸品目にするため、圃場の排水事業を支援するものでございます。

次、7款3項1目河川総務費です。これは2万9,000円を追加しまして、304万1,0

00円とするものでございます。これは県から管理委託受けました境排水ポンプの警報ファクス通信等の費用であります。

8款1項1目非常備消防費14万5,000円を追加しまして、2,528万2,000円とするものでございます。これは消防団員が1人退職しました関係で増額補正をお願いしております。

9ページをお開きください。3目災害対策費です。58万4,000円を追加しまして、710万9,000円とするものでございます。これは4月14日から一連の熊本地震への南部町からの被災者支援のための職員の旅費支給であります。

では、歳入について御説明いたします。5ページをお開きください。主に歳出に伴うものでございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、これにつきましては生涯活躍のまち推進プロジェクト交付申請が可となったものでございます。

15款2項1目総務費県補助金、これは26万円追加しまして、2,769万3,000円とするものでございます。これはむら・まち支え合い共生の里事業の事業費、これが増加になったものでございます。

19款繰越金、1、繰越金、1目繰越金1,624万7,000円を追加しまして、3,124万7,000円とするものでございます。これは本補正予算の収支ギャップの不足分として計上しております。

10ページをごらんください。こちらのほうに給与費明細つけておりますので、ごらんいただければと思います。御説明を終わらせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 続いてお願いします。

○副町長（松田 繁君） それでは、議案第62号、議案書の4ページをごらんいただきたいと思ひます。議案第62号、南部町いじめ問題調査委員会設置条例の制定について。

次のとおり南部町いじめ問題調査委員会設置条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これはいじめ問題に関する重大事態に対処し、当該事案に係る事実関係を明確にするための調査を実施する組織として設置する南部町いじめ問題調査委員会の運営等に必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

調査委員会の構成は、医師、弁護士、学識経験者等の5人以内をもって組織するとしております。

この条例の施行日は、公布の日としております。

条例案につきまして、議案書の5ページから7ページに記載をしております。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次、お願いします。

○副町長（松田 繁君） 続きまして、議案第63号、8ページをごらんください。議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは町の公の施設として設置されている各集会所、農村公園等につきまして各集落を指定管理者として指定するもので、5月27日に指定管理候補者選定委員会を開催して審査をいただき、指定管理候補者として選定いただいております。

施設の名称から指定管理者となる団体、指定の期間は、議案書の9ページから11ページに記載のとおりでございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） どうもありがとうございました。

議案第60号から63号までの提案説明が終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑は、会議規則第54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に行っていただきますようにお願いいたします。

なお、個別質疑につきましては予算決算常任委員会で行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第60号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第61号、平成28年度南部町一般会計補正予算（第1号）、質疑ございますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 28年度の一般会計補正予算、予算書の5ページ、歳入のところで総務費国庫補助金、補正額816万6,000円、これが地方創生推進交付金として入ってきています。これがいわゆる半額の補助ということで、補正で歳出のところでは出てきてるわけですね。

中身のことは委員会で聞くとしても、町長にお伺いしたいのは、この総務費の国庫補助金に出ている地方創生推進交付金が今回、平成28年度になって新たにこれは申請された地方創生推進

交付金だというふうに思うんですよね。27、28、違いますよね。それで、以前の3月議会でも28年度の地方創生推進交付金は地方交付税、この対象となるにはどの事業を言って、それで国が示しているいわゆるどれに該当したのか教えてほしいということをずっと言ってきたんですよ。

例えば今回のこの補助金が半額来てるんですけども、国が示す地方創生推進交付金の中で、先駆性とか横展開とかありましたよね。3年か5年かめどがある。金額についても違いがあるんですよということを何回か議会で指摘させてもらってきたと思うんですけども、このたびの地方創生推進交付金が816万6,000円出ているが、これはどの事業が採用されて、どのタイプに合致して、何年間どの条件で出るものなのかということを説明していただきたいのです。

流れとしては、平成27年度の2月補正でしたCCR計画や、その中の分の一連のとこなのかなと思ってんですけども、その説明をしていただきたいが、言ってること通じてますでしょうか。（「通じてます」と呼ぶ者あり）通じてますか。それをお願いしたいというのが1点です。詳しいことは後で総務課長にお聞きしますから、町長がこの点についてどうかという点なんですね。

もう一つは、予算書の8ページに農地費で上がってくる、今回新規事業とする田んぼの汎用化による園芸産地拡大支援モデル事業、これも事業別説明資料見たら、もうあらかじめ対象者が決まって、そういう予算の枠組みをしてきたということは理解できるんですよ。

平成27年度の3月議会、28年度の予算を審査するときに、ほかの議員も質問したと思うんです。産業課関係の経費は、予算が3月補正で多く落ちてたことが指摘されましたよね。担当課が努力しているのだと思うんですけども、一番大きな理由は、やはり農業問題がいろんな補助金の体制をとってきても、南部町の痛いところに手が届いてないのではないかというところの指摘も多かったと思うんですね。

今回、町長、この田んぼの汎用化についてということ、いわゆるもう米じゃいけないからほかのことしましょうよと言ってきて、乗っかっていくんだと言うんですけども、町長はこのような問題については展望、どんなふうに考えてますか。もう農家にしてみたら補助金もらうのはいいんだけど、品をかえ物をかえですよ、大変だなと思うのと、本当に今やらないといけないことは何だと思ってるかという点からこのモデル事業が出てきたんだけど、これについてどのような考え方持ってるかということをお聞きしたいと思っています。

それと済みません、先ほどの、町長、地方創生推進交付金の816万のところでの形の形かとお聞きしたことと、町長にもう一つ聞きたいのは、これは地方創生で次の参議院選挙でも争点の一

つになってくるのではないかと思うんですけども、地方創生のあり方ですよ。とりわけ地方自治体の関係者の多くは、今回の地方創生推進交付金はいわゆるトップランナー方式だと言われてますよね。もう要するに全部出すんじゃないくて、おめがねにかなったもん出していくのではないかとこの指摘があって、このような出し方どうかという点があるんですけども、その点についての町長のお考えも聞いておきたいと思しますので、よろしくお願ひします。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長でございます。真壁議員の御質問にお答えしてまいりたいと思ひます。

地方創生の新型交付金ということで出ておりまして、タイプの的には先駆タイプという形でございます。国の交付金としては2分の1で、残りの4分の1については普通交付税で賄うと。もう残りの4分の1については特別交付税で措置をされるといったもので、対象としましては生涯活躍のまちということで、移住定住でありますとかC C R Cに関してのものを今回上げているところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、頼田泰史君。

○産業課長（頼田 泰史君） 産業課長でございます。田んぼの汎用化による園芸産地拡大支援モデル事業ということで、新規の事業になります。

議員が言われましたように、水田で水稻をつくるんじゃないくて、ほかの作物をつくるために圃場がどうしても今の水田の姿ですと水が湿潤だということですので、暗渠排水をしたり湧水処理をしたりというような事業をするというものでございまして、これはもう手挙げで募集をして希望のある方が手を挙げていただいて、それに補助をするという格好でございます。

それからもう一つ、今後の農業の展望についてということにつきましては、植田議員のほうが一一般質問でしておられますので、そちらのほうで回答するようにしておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。まず、トップランナー方式についてどう考えるかということですけども、これは国の政策でそういう政策が打ち出されるわけでありまして、これを強制的に全部の自治体でやるというようなことではないだろうというように思っております。南部町は生涯活躍のまちの国のモデルの指定を受けておりまして、国のそういう動向を見て国の政策に沿った方向で事業展開をし、成果をおさめていきたいというのが私の考え方でございます。どう考えるかということですが、そのように考えております。

農業のモデル的なもの、3月議会でたくさん補助金が残って事業ができなかったということがあったわけですが、やっぱりいろいろなメニューをお示しをして農業者の支援をするということでございまして、残すのはあんまりよろしくないわけですが、それは産業課の姿勢にあらわれておるといように思っております。できるだけ多くの事業を持って帰って農家の支えをしたいということでございます。努力はしたけれども、その年度はたまたま該当がなかったとか、あるいは事業規模が小さかったとか、そういうことがあろうと思っておりますけれども、モデルについてはそのように考えております。この事業についてはもう手挙げ方式でやられる方が決まっておるそうでございますので、これはこれで御了解いただきたいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 農業政策の今後の展望については植田議員の質問に答えるということですから、期待をしておりますのでいい答弁してやってください。

先ほどの地方創生の件ですけども、おっしゃったのが先駆性タイプだとおっしゃったんですね。私は、町長、この地方創生でいえば、議会や住民から見たら国のお金だといっても税金なんですよ。それで、なさろうとしていることの是非についてまた一般質問でもしたいと思うんですけども、地方創生をやっていくに当たってお金の出方と、一体、町は平成28年度、国が言っているモデルに対してどのような28年度計画をつくって、私の手元にある資料では先駆性タイプは1億円までお金出ると書いてあるんですよ、年に2回に分けて。そういう計画つくって送ったのかどうなのかということも議会でも説明ないわけなんですよ。私は、少なくとも町がなさろうというときに、前半、後半、2回の申請があるというのであって、認められるまでは言えないのか、今のこの分ももう認定されたのかどうかというのよくわかりませんが、少なくとも町はどのような内容を国に示して、国はどのようなことについての予算がいいですよと言ってきたということは説明が要ると思いませんか。それを示してほしいんですよ、お金が動いてますからね。出てきた内容であれば、私は非常に議会に対して説明不足ではないかというふうに思っているんですが、それ説明していただきたいが、できるでしょうか。資料を出していただけるかということです。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長でございます。期間といいますか、計画の策定期間5年間というもので出しております、ことし初年度ということでこの金額を上げておりますが、必要あらば資料を用意したいというふうに思います。申請時に当たっての申請の資料がございましたので、それでよろしければそれを御用意します。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） それを求めます。どんなふうに申請して、特に今回は5年間の計画出しているということなんですか。5年間の計画出して、5年間に一体お金が幾ら来ようとしているのかという分ですよ。それも確定したということですか、確定した、していない、した。ほら、確定してるんですよ。それも出していただきたい。委員会に出ますね。出ると確認してください。

○議長（秦 伊知郎君） 委員会で対応してください。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 事業別説明資料の4ページですけれども、生涯活躍のまち推進プロジェクト。これが今の南部町版C C R Cと、それからこれも計画がまだ目の前にはっきりとした形では私たちは知らないと思っておりますが、その計画と、それから町が行う観光事業をやっていますよね、プロモーターと職員が1名。それが何か全部ダブリ合ってるというふうな、同じようなことを重なった仕事の仕方をして非常に効率が悪いのではないかと私は思ってしまったんですよ。といいますのは、C C R Cの拠点施設というのを構想の中で言うておられました。今回、移住者と住民とが集う場をつくと。これC C R Cのそれと今回のこれとどこが違うのかという単純な疑問もありますし、その3つの事業の重なり合い、効率性についてどのようにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長です。さきの最初の御質問でございましたけども、一応、策定に当たっては今年度、南部町版のC C R Cのプランを作成する予定にしております。その中で具体的なところは出てくるかというふうに思いますし、昨年度の繰り越し事業で、先ほど繰り越しの中身でもございましたけれども、拠点づくりということで100万円上げておったというふうに思いますが、その分についてはあいみ富有の里のえぷろんのあたりの計画を策定するものでございますし、観光とのすみ分けがどうこうという話でしたけども、今回、観光についてはC C R Cのほうには入っておりませんで、観光は観光の事業で予算を組んでおるという形になっております。わかりましたでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） というのは、結局、行政が縦割りで横の連携がうまくいってないんじゃないかと思ってしまうんですよ。例えば町に移住を促進するためにポスターつくったり、動画をつくったり、こういうことは重なる事業だと思うんですよ。だから、そのあたりをしっかりと調整していただくようにすれば予算の効率的な執行もできるし、事業展開も効率的にできるの

ではないかという意見なんです。これについて御回答お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長です。事業としては精査をしておりますし、予算の割り振りもあるとは思いますが、効率的な執行をしておりますというふうに思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、議案第62号、南部町いじめ問題調査委員会設置条例の制定について、何かございますか。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。いじめ問題調査委員会について質問を2点させていただきます。

このいじめ問題調査委員会というのは重大事案が発生したときに立ち上がってくる組織というふうに理解をしております。この重大事案というものをほっておくとどうなるのか、どうなっていくのか。

かつて大津市の中学生自殺事件を例に挙げますと、いじめ事案の報告を受けていたのに学校や教育委員会はその事実を認めず、対応を行わなかった。事後も事実を隠蔽したことが大きな社会問題になっております。このとき学校、教育委員会への信頼が砂のように崩れていった瞬間でした。つまり、救える子供の命を救えなかったことが大きな問題になっているわけです。そのため、いじめに特化した新しい法律、いじめ防止対策推進法がつくられたわけですね。この法律によってリンクして、南部町もいじめ問題調査委員会を立ち上げるというお話だと思います。

そこで、この案件が発生しますと、学校のほうでも学校関係者で対策委員会がつくられていくと思うんですよ。その委員会とこの調査委員会は、2つはどのような動き方をするのでしょうかという質問です。一定の距離を置いて動いていくのか、それとも連携しながら一緒に動いていくのかというのが1点と、この委員会さん、恐らく基準があると思うんですよね。そこで、この法律の何条でしたかね、いじめ防止基本方針というものがつくってほしいぞということを国のほうも言っていると思います。この方針は先ほど全協でつくっているんだというようなことをおっしゃいましたが、これも委員会のほうに出していただけるかという質問。この2点、お願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。まず、基本方針のほうは各学校ごとにつく

っておりますので、委員会のほうで提出をさせていただいて、説明のほうをさせていただきたい
と思います。

それから、もう1点、調査委員会と学校の対策委員会との関係はというところですけども、基
本的には重大事態が発生するまでは学校の対策委員会で対策をするんですけども、重大事態が発
生をして学校の対策委員会ではもう少し専門的な部分で調査をしたり、対策を考えないといけな
い場合には調査委員会のほうが立ち上がって専門員の方を含めて対策のほうを、話し合いのほう
をしていただくような協議が持たれるという流れになると思います。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 白川君、よろしいですか。

○議員（1番 白川 立真君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私も白川議員と意見……。資料を出していただけると、委員会
ということは確認したと思いますが、ここで聞きしたいのは、鳥取県西部町村いじめ問題対策
協議会というところが立ち上げて、全市町村でこれをつくると言ってるんですよね。

先ほど副町長が条例として出されたんですけども、例えば町長、このいじめ問題というのは
この中でいえば、学校で起こったことに限るわけですか。保護者、いわゆる子供に限ってるとい
うことですか。それに1つは関連していえば、例えばいじめの問題というのは小・中学校、特に
子供の中で多いということ、それは明らかなことだし、こういうことに立ち上がっていくとい
うことで、いじめがあるのだということの大前提の共通認識を持つということは、そういう意味で
私はすごく前向きな対策だと思ってるんですよ。

ところが、全体見た場合、町が取り組むといえ、もちろん子供のこともそうだし、町全体の
大人も含めてこのようなことがあった場合にどのように対処したらいいのかなという、私、疑問
があるわけなんですよ。

例えば職場でのパワハラの問題とか言っていくとこがなく、もしかしたら教育委員会や役場
に言ってくることもあるのではないかな。そういうときなんかどうしていくのだろうかということ
ですよね。これと関連づけてそれがどのような分野にわたっていくのかということも含めてお聞
きしたいというのが1つと、もう一つは、先ほどの白川議員もその辺のところを聞いたかったと
思うんですけども、重大事態と認識するかどうかというところで一番大きな問題になってくるわ
けですよね。ということになれば、今までもいじめがあるといいながらもそれを見過ごしてきた
経過があったわけですよね。重大事態と思わないか、意図的に思わなくさせるという動きもし

かしたらあるかもしれないけれども、今回、重大事態だと考えるのはどなたなんですか。

それで、もしそうであれば、私は、子供でいえば、現場の先生方や保護者も含めてどういうふうな、重大事態になるということもそうですけど、いじめがあるんだと感ずるためにどういうことを喚起していかなければいけないかと取り組んでこられてると思うんですね。そういうことを含めて町長は、このいじめ問題対策で子供のいじめ問題の一步前進について重大事態どう考えるかということと、全体ね、大人も含めたそういう問題が起こったときに、この趣旨でいえば何らかの形で対応せざるを得ないのではないかとと思うんですが、その点についてはどのような仕組みがあるんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務・学校教育課長、見世直樹君。

○総務・学校教育課長（見世 直樹君） 総務・学校教育課長でございます。まず、この法律は子供を本当に考えた法律でございます。実際には本当に一人一人が学校に安全に安心した気持ちで通うということが本当に大事だと思います。そういう意味でこの法律ができたこと、それからそれに向けて準備したことは本当に教職員の意識を高めてると思います。今まではいじめとして上がってこなかったことも、いじめを受けた側の気持ちに立ってこれは考えておりますので、教職員あるいは保護者のアンテナといいますか、小さいことでも気にしていくという、そういう意識が高まってきておると思います。

また、大人同士のことで人権問題にもかかわってきますけども、社会教育のほうでも取り組んでいかなければいけないことだと考えています。

また、その喚起の面では、やっぱりPTAの方々とも連携しないといけないと思います。基本的には、やっぱり校内におけるいじめ問題の協議会、対策委員会、これは学校によって名前はいろいろ違います。いじめ、不登校の対策委員会とか、生徒指導の委員会とかあります。ただ、これも本当に地域の人、あるいは小・中を超えての連携、PTA会長さんなどもこの会議に参加することもあります。同じ会議の名前でもその状況に応じていろいろな人の支援を仰ぐという形態もっております。そういった意味では本当にいじめ問題を地域で解決しようという意識が、動きが南部町でも生まれていると思います。答えになったかどうかわかりませんが、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにございますか。（「誰が重大だと判断するかということ」と呼ぶ者あり）

総務・学校教育課長、見世直樹君。

○総務・学校教育課長（見世 直樹君） 総務・学校教育課長でございます。いじめの捉え方が平

成26年から変わってきました。やっぱりいじめを受けている不安、困り感を抱えてるこの気持ち、それを重視しようというふうになってきています。ですから、重大事案に関しましては子供、保護者がそういう認識を持ったら動くというのがこの条例だと思っています。

今まではやっぱり教員の目から、大人の目から見てどうだろうかという視点が強かったと思いますけども、そうではなくて、先ほども言いましたけども、いじめの捉え方が変わりました。ですから、本当に子供、保護者からそういう申し立てがあったとき、そういう人の気持ちに立っての動くという面が強くなっていると思います。ですから、どこからどこまでが重大の境目とか、一方的に教員が決めるとか、校内の委員会が決めるというものでもないと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） それでは、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について、質疑ありますか。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 済みません、今、この公の施設の指定管理者の指定についての内容を見てみますと、集会所、それから公園というのが主な内容になっております。集会所というと、やはり集落の人が集まっているいろんなこと、物事を決めたりとか、一つの場所として大事に使っていったるわけなんですけど、公園のほうなんですけれど、公園というと最近、子供さんの数も減ってきて、なかなか公園の利活用ということが難しくなってきた、公園の価値観というものが集落にとってもだんだん負担になってきているというような思いもあるんじゃないかと思うんですけど、特に遊具なんかも古くなってきて子供たちもなかなか遊びづらい危険がもう伴って、逆に言うと撤去に対する予算は町のほうから受けたりもらってるんですけど、また新しくつけることについてそういったような予算的な措置があるのかということと、もう1点は、公園というものをこれから町としてはどのような利用の仕方、例えば避難場所なんかも含めてどのような使い方、集落の方へそういった周知をしていこうというような考え方があるのか、ちょっとその点について説明をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、頼田泰史君。

○産業課長（頼田 泰史君） 産業課長でございます。なかなか難しい御質問でして、答えにならないかもしれないですけども、言われるようにだんだんに遊具が設置してから古くなりますので、それを取り壊すというときの補助というのは考えております。ただ、新設のほうは全く予算は考

えてないです、今のところはですね。

今後の活用方法ということですが、やはりせっかくある、大体が集落の真ん中あたりに、公民館の向かいとか非常に便利のいいようなところに設置しておられますので、ぜひきちっと、せめて草刈り等をしていただいて、できれば集落のそういう催し物等があって活用していただくというのが一番理想かなと思うんですけども、言われるようになかなか少子化してきまして、そういう活用が少なくなったようには思っておりますけども、議員が言われたように防災のときに一旦集まるとかいうこともできると思いますので、大事に管理をしていただけたらなという思いでおります。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

○議員（4番 板井 隆君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） きょうの議運と全協で、委員会が1日なのでできたら資料でということで、ここで求めておきたいと思うのですが、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称が上がってきています。10年間の指定管理をしてきた中で、基本的に指定管理料払っていないというふうには聞いているんですけども、この中で該当する、今回新たに指定管理する中で、この10年間に公費を使って修理とかしたのか、この10年間対応する。それわかる資料が欲しいんですよ。もしかしたら、先ほど言った草刈り等についても、自分の指定管理してるからお金が出ないけど負担だという声もあるものですから、例えばそういうことが町として対応してきたことがあるのかという点も含めてね。

それと、できたら、これは町の施設ですから、無料だといって指定管理費は払わないよと言っても、維持管理費にどれぐらいかかっているかというのつかんでるかということです。それも資料が欲しいんですよ。わかっているところだけでもいいですから、委員会に出していただきたい、委員長。

○議長（秦 伊知郎君） 委員会で対応していただきますように。

○議員（13番 真壁 容子君） お願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 担当課長は事前によくお願いいたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

あす14日は定刻より、一般質問を行う予定でありますので、御参集をよろしく願います。それでは、御苦労さんでした。

午後2時14分散会
